

令和5年 第II回 短答式試験

解答解説・監査論

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
1	4	6	3	4	1	2	6	2	5
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
2	5	6	3	5	1	3	1	4	4

本試験、お疲れ様でした。

講評・解説は2023年6月2日（金）より順次公開予定です。

必ず得点したい問題



（解説では問題番号に *** を付しています。）

50%の正答率を確保したい問題



（解説では問題番号に ** を付しています。）

得点できなくてもよい問題



（解説では問題番号に * を付しています。）

想定合格ライン： 72.5点/100点

$$(\textcircled{5} \times 13 + \textcircled{5} \times 3 \times 50\%) = 72.5 \text{点}$$

本試験、お疲れ様でした。

例年より易しかった印象です。前半の制度論の問題は難しく、例年とは異なる出題パターンもあったため、苦戦した方も多かったと思いますが、後半はほとんどが容易に正答できる問題でした。後半から解き始めた方はうまく波に乗れたのではないのでしょうか。

問題 1 重要性**

公認会計士監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 株式会社において、経営者は株主が拠出した資本を適切に管理・運用する受託責任を負い、この結果について株主に会計報告を行う。この会計報告に対する公認会計士の監査は、経営者の説明責任の適切な履行に貢献する。
○

イ 公認会計士監査は、財務情報の信頼性を担保する役割があるが、その過程で発見した内部統制の不備や不正行為の是正を促す機能を有することから、コーポレート・ガバナンスを支援するという役割も有している。
○

「発見した内部統制の不備や不正行為の是正を促す機能」は、監査人の指導的機能を意味しません。

ウ 上場会社は、社会的に大きな影響力をもっているため、上場会社の監査を担当する公認会計士に対しては、特別に、単独監査の禁止、一定の非監査証明業務の禁止、就職の制限などの規定が置かれている。
×

公認会計士法第28条の2（公認会計士の就職の制限）

公認会計士が会社その他の者の財務書類について第2条第1項の業務（監査証明業務）を行った場合には、当該公認会計士は、当該財務書類に係る会計期間の翌会計期間の終了の日までの間は、当該会社その他の者又はその連結会社等の役員又はこれに準ずるものに就いてはならない。
→ 就職の制限は上場会社の監査を担当する公認会計士だけでなく、監査証明業務を行った公認会計士すべてに対する規定です。

エ 上場会社は、一般投資家から広く資金調達を行うことが可能であるため、多くの利害関係者が生じ、これらに対する保護が必要となってくる。このため、利害関係者に対する適時・適切な情報開示のために管理体制の整備が必要となることから、新規に上場するときには、公認会計士による内部統制監査の実施が求められている。
×

金融商品取引法193条の2Ⅱ④

上場会社等が、第24条の4の4の規定に基づき提出する内部統制報告書には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

四 上場会社等が、第24条第1項第一号に掲げる有価証券の発行者に初めて該当することとなった日その他の政令で定める日以後三年を経過する日までの間に内部統制報告書を提出する場合
→ 新規に上場するときには、必ずしも公認会計士による内部統制監査の実施は求められていません。

問題 2 重要性***

次の記述のうち、虚偽表示に該当する状況を示したものの組合せとして、最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 得意先の売上債権に対する貸倒引当金の見積りについて、監査報告書日後、その得意先の経営状態が悪化したため、計上していた貸倒引当金の金額が過少となっていた。

×

監査報告書日後に生じた事象は、当該監査対象期間の財務諸表の虚偽表示の原因とはなりません。

イ 決算日における、時価が下落している子会社株式の評価に関して、子会社が策定した将来の業績予測をそのまま利用したが、その業績予測は現実的な予測よりも大幅に利益を高く見積も

っていたため、子会社株式の評価が過大となっていた。

○

監基報450号A1項

虚偽表示は、以下の結果生じることがある。

(4) 監査人が合理的でないと考え会計上の見積り又は監査人が不適切と考える会計方針の選択及び適用に関する経営者の判断

ウ 当年度から開示すべき重要な注記事項について、経理担当者に十分な知識がなかったために、必要な開示が漏れていた。

○

監基報450号A1項

虚偽表示は、以下の結果生じることがある。

(2) 金額又は開示の脱漏

エ 当年度に生じた会社の業績に影響を及ぼす特別な事項について、直接的に開示を求める規定はなかったが、追加的に注記事項としての開示を行った。

×

監基報200号12項(13)

「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。

① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。

監基報200号A7項

～この点について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準は、会計基準からの離脱は認めていないが、金融商品取引法では、財務諸表規則等において追加情報の記載が求められており、適正表示の達成を意図していると考えられる。

財務諸表規則第8条の5(追加情報の注記)

この規則において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

問題 3 重要性*

次の記述のうち、精神的独立性の欠如が直接的に認められる状況を示したものの組合せとして、最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査人は、多忙なため、特定の監査基準報告書の改訂部分については、十分に理解していません。

×

監査基準第二 一般基準

1 監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。

→ 監査人の能力条件の欠如が認められる状況にあたります。

イ 監査人は、監査の過程で矛盾する監査証拠に直面したが、これまで大きな問題がなかったため、追加的な監査手続を実施しなかった。
**

×

監査基準第二 一般基準

3 監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。

→ 職業的専門家としての正当な注意、職業的懐疑心の欠如が認められる状況にあたります。

ウ 監査人は、当初計画していた子会社への往査について、経営者から合理的な理由がないにもかかわらず往査を拒否されたため、やむをえず、往査を実施しなかった。
*

○

監基報(序)用語集

(1) 精神的独立性

職業的専門家としての判断を危うくする影響を受けることなく、結論を表明できる精神状態を保ち、誠実に行動し、公正性と職業的懐疑心を堅持できること。

監基報200号12項(12)

「職業的専門家としての判断」一個々の監査業務の状況に応じた適切な措置について十分な情報を得た上で判断を行う際に、監査、会計及び職業倫理の基準に照らして、関連する知識及び経験を適用することをいう。

→ 経営者から合理的な理由なく往査を拒否されたにもかかわらず、これを受け入れて往査を実施しなかったのは、職業的専門家としての判断を危うくする影響を受けた結果といえるため、精神的独立性の欠如が直接的に認められる状況といえます。

エ 監査人は、被監査会社より、当年度の利益目標を達成するために、一部の費用を次年度に繰り延べたいと相談されたため、次年度に繰り延べることを容認した。
**

○

当年度の利益目標を達成するための一部の費用の次年度繰り延べは不正な財務報告(粉飾決算)であり、これを容認することは、精神的独立性の欠如が直接的に認められる状況といえます。

問題 4 重要性*

公認会計士法に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 未成年者でも公認会計士試験を受験することができるが、公認会計士となることはできない。

*

○ 公認会計士法4条（欠格条項）1項

次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることはできない。

一 未成年者

イ 監査法人の合併の際には総社員の同意が求められるが、監査法人の社員の脱退については総社員の過半数の同意が必要となる。

*

×

公認会計士法34条の17（法定脱退）

監査法人の社員は、次に掲げる理由によって脱退する。

四 総社員の同意

ウ 監査法人は、業務として、監査証明業務に加え、公認会計士試験に合格した者に対する実務補習を実施しなければならない。

**

×

公認会計士法34条の5（業務の範囲）

監査法人は、第2条第1項の業務（監査証明業務）を行うほか、その業務に支障のない限り、定款で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 第二条第二項の業務

二 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

エ 公認会計士名簿、外国公認会計士名簿及び特定社員名簿は、日本公認会計士協会に備えることが求められている。

*

○

公認会計士法18条（名簿）

公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。

公認会計士法34条の10の9（特定社員名簿）

特定社員名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。

問題 5 重要性*

会社法における一時会計監査人に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 一時会計監査人は、会計監査人の選任と同様に、株主総会の決議によって選任されなければならない。
**

×

会社法346条（役員等に欠員を生じた場合の措置）4項

会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

イ 一時会計監査人に選任された監査法人は、監査法人に所属する社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、会社に通知しなければならない。

○

会社法337条（会計監査人の資格等）2項

会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを株式会社に通知しなければならない。

ウ 一時会計監査人を選任した際には、会計監査人を選任した場合と同様に、一時会計監査人の氏名又は名称を登記しなければならない。

○

会社法911条（株式会社の設立の登記）3項

第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

二十 第346条第4項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称

エ 一時会計監査人の報酬等の決定に当たって、監査役設置会社で監査役が二人以上の場合、取締役は監査役全員の同意を得なければならない。

×

会社法399条（会計監査人の報酬等の決定に関する監査役の間与）

取締役は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

問題 6 重要性***

監査事務所の品質管理に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査に関する品質管理基準は、公認会計士による財務諸表の監査において適用されるものであり、品質管理システムの構成は、監査事務所の規模や扱う監査業務の目的、内容等により、
*** 監査業務の質が合理的に確保される範囲において変化しうるため、監査事務所によって異なることがある。

品質管理基準設定前文21.

～また、リスク・アプローチに基づく品質管理システムは、当該監査事務所が実施する業務の内容や監査事務所の状況によって変化しうるものである。

- イ 品質管理基準報告書には、監査における不正リスク対応基準に準拠して実施される監査業務
* を行う監査事務所に遵守が求められる要求事項が含まれている。この要求事項は、監査事務所に新たな品質管理システムの導入を求めているものではなく、不正リスクに対応する観点から特に留意すべき点に対応したものである。

品基報1号1-2JP. F9-2JP

～また、本報告書には、監査における不正リスク対応基準（「不正リスク対応基準」）に準拠して実施される監査業務を行う監査事務所に遵守が求められる要求事項と関連する適用指針（項番号の冒頭に「F」が付されている。）が含まれている。

監査事務所は、不正リスクに留意して品質管理に関する適切な方針及び手続を定めなければならない。

- ウ 監査事務所は、金融商品取引法に基づく監査であっても、監査報告の対象となる財務諸表の
** 社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている非上場会社の監査業務の場合
 には、審査を要しないとすることができる。

品基報1号34-2JP

監査事務所は、幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査又は任意監査（公認会計士法第2条第1項業務のうち、法令で求められている業務を除く監査）のうち、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている監査業務については審査を要しないとすることができる。

- エ 監査事務所は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合に、修正後の監
*** 査計画及び監査手続の妥当性について、監査事務所としての審査が行われるよう、審査に関する方針及び手続を定めなければならない。

不正リスク対応基準第三7不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合の審査

監査事務所は、不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合には、修正後の監査計画及び監査手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、監査事務所としての審査が行われるよう、審査に関する方針及び手続を定めなければならない。

問題 7 重要性*

監査業務の品質管理に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査チームのメンバーは、個々の監査業務を実施する全ての社員等及び専門職員、並びに当該業務において監査手続を実施する全ての者であるので、監査責任者が所属するネットワーク外の監査事務所に所属する者が含まれることがある。

○

監基報220号12項(4)A17項

「監査チーム」-個々の監査業務を実施する全ての社員等及び専門職員、並びに当該業務において監査手続を実施する他の全ての者から構成される。監査人の利用する外部の専門家は含まない。

監査チームには専門要員が含まれ、また監査手続を実施する以下に所属する者も含まれる場合がある。

(2) ネットワーク・ファームではない監査事務所又は他のサービス・プロバイダー

- イ 監査責任者は、独立性の保持が要求される全ての専門職員から、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書が入手されているかどうかを自ら確認しなければならない。

**

- × 品基報1号34項(2)

監査事務所は、独立性の保持が要求される全ての専門要員から、独立性の保持のための方針又は手続の遵守に関する確認書を、少なくとも年に一度入手する。

監基報220号19項

監査責任者は、監査業務の全過程を通じて、必要に応じて質問等を行うことにより、監査チームのメンバーが職業倫理に関する規定、監査事務所の関連する方針又は手続に違反していないかについて注意を払わなければならない。

- ウ 監査責任者は、監査報告書日以前に、監査調書の査閲や監査チームとの討議を通じて、到達した結論と監査意見を裏付ける十分かつ適切な監査証拠が入手されているかどうかを判断しなければならぬが、全ての監査調書を査閲する必要はない。

○

監基報220号32項A91項

監査責任者は、監査報告書日以前に、監査調書の査閲及び監査チームとの討議を通じて、到達した結論と監査意見を裏付けるのに十分かつ適切な監査証拠が入手されたかを判断しなければならない。

監査責任者は、監査業務の全過程を通じて、適切な段階で監査調書を適時に査閲することにより、監査報告書日以前に重要な事項について納得した上で解決することが可能となる。監査責任者は、必ずしも全ての監査調書を査閲する必要はない。

- エ 審査とは、監査チームによってなされた重要な判断及び到達した結論を客観的に評価することであるため、公認会計士法上の大会社等の監査の審査では、監査チームが行う経営者及び監査役等に伝達する事項の検討及び評価は必要ない。

×

品基報2号A30-2JP

大会社等の監査の審査においては、第25項に記載されている事項(審査担当者が実施すべき事項)のうち、監査チームが行った重要な判断として検討され評価される事項には、以下の事項が含まれることがある。

・経営者及び監査役等、該当する場合、規制当局などの第三者に伝達する事項

問題 8 重要性***

内部統制の不備の報告に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査人は、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備全てについて、適切な階層の経営者に報告することが求められている。

× 監基報265号A20項

識別した重要な不備によって経営者の誠実性や能力が問題となる場合がある。例えば、経営者による不正又は意図的な違法行為に関する証拠となる可能性がある場合や、経営者の適切な財務諸表の作成責任を遂行する能力に疑義が生じる場合が挙げられる。このような場合、当該不備について経営者に直接報告することが適切ではない場合がある。

イ 監査人は、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備について、経営者に速やかに口頭で報告を行った場合、書面又は電磁的記録により監査役等に報告する責任は免除される。

× 監基報265号A14項

重要な不備の書面による報告の時期にかかわらず、監査人は、経営者（適切な場合には監査役等）が重要な虚偽表示リスクをできるだけ低くするための是正措置を適時に講じられるよう、当該不備について、まず口頭で報告する場合がある。ただし、監査人は、口頭による報告によって、本報告書が要求している重要な不備の書面により報告する責任が免除されるわけではない。

ウ 監査人は、経営者や監査役等に内部統制の重要な不備の内容とそれによって見込まれる影響の説明をする場合、その影響額を算定する必要はなく、また、必ずしも重要な不備を分類して集約する必要もない。

監基報265号A26項

重要な不備によって見込まれる影響を説明する際、監査人は、影響額を算定する必要はない。監査人は、適切な場合、監査役等へ報告するために重要な不備を分類し集約することがある。

エ 監査人は、監査の過程で識別した重要な不備以外の内部統制の不備について、内部監査人や規制当局等の他の関係者が既に経営者に報告を行っていたとしても、経営者に報告を行うことが適切な場合がある。

監基報265号A24項

一方、経営者の交代があった場合や、不備に関する監査人と経営者のそれまでの理解とは異なる新たな情報に監査人が気付いた場合には、これらのその他の不備について監査人が再度報告を行うことが適切な場合がある。

問題 9 重要性***

内部統制監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

- ア 我が国の内部統制監査は、内部統制の有効性の評価結果という経営者の主張を前提に、これ
*** に対する監査人の意見を表明するものであり、直接報告業務(ダイレクト・レポーティング)を
○ 採用しているわけではないが、監査人は、内部統制監査において意見を表明するに当たって、
企業等から、直接、十分かつ適切な監査証拠を入手する。

内部統制実施基準Ⅲ1.

すなわち、内部統制監査においては、内部統制の有効性の評価結果という経営者の主張を前提に、これに対する監査人の意見を表明するものであり、経営者の内部統制の有効性の評価結果という主張と関係なく、監査人が直接、内部統制の整備及び運用状況を検証するという形はとっていない。

(注) この点について、米国では、現在、直接報告業務(ダイレクト・レポーティング)が採用されているが、我が国においては、直接報告業務を採用しないこととしている。

しかしながら、内部統制監査において監査人が意見を表明するに当たって、監査人は自ら、十分かつ適切な監査証拠を入手し、それに基づいて意見表明することとされており、その限りにおいて、監査人は、企業等から、直接、監査証拠を入手していくこととなる。

- イ 監査人は、財務報告に係る全社的な内部統制の評価の妥当性を検討するに当たって、監査役等
** の活動を含めた経営レベルにおける内部統制の整備及び運用状況の評価が重要となるため、監査役等が行った業務監査の中身を検討することが求められている。
×

内部統制実施基準Ⅲ4. (1)②取締役会並びに監査役又は監査委員会の監視機能の検討

～公表に至る過程での取締役会や監査役又は監査委員会の監視機能が適切な情報開示に重要な役割を果たすことから、全社的な内部統制の整備及び運用の状況の検討に当たっては、取締役会や監査役又は監査委員会における監視機能について、例えば、以下の点に留意して確認することが重要となる。

- イ. 取締役会や監査役又は監査委員会の責任が記載された規定が存在しているか。
ロ. 取締役会や監査役又は監査委員会の開催実績の記録や議事録等が存在しているか。
ハ. 取締役会や監査役又は監査委員会の構成員は、内部統制の整備及び運用に関するモニタリングを実施するため、経営者を適切に監督・監視する責任を理解した上で、それを適切に実行しているか。
ニ. 監査役又は監査委員会は、内部監査人及び監査人と適切な連携を図っているか。

内部統制報告制度に関するQ&A問53-(答)

しかしながら、監査人は、全社的な内部統制の整備及び運用の状況の検討に当たって、監査役又は監査委員会が行った業務監査(会計監査を含む。)の内容の妥当性自体を検討することまでは求められていない。

- ウ 内部統制監査は、原則として、財務諸表監査と同一の業務執行社員によって行われることから、
*** 監査人は、内部統制監査の過程で得られた監査証拠を財務諸表監査の監査証拠として利用したり、財務諸表監査の過程で得られた監査証拠を内部統制監査の監査証拠として利用したりすることがある。
○

内部統制実施基準Ⅲ2.

内部統制監査は、原則として、同一の監査人により、財務諸表監査と一体となって行われるものである。内部統制監査の過程で得られた監査証拠は、財務諸表監査の内部統制の評価における監査証拠として利用され、また、財務諸表監査の過程で得られた監査証拠も内部統制監査の証拠として利用されることがある。

- エ 監査人は、内部統制監査の過程で監査人が発見した開示すべき重要な不備が期末日までに是正された場合、内部統制監査報告書において適正意見を表明するとともに、当該是正措置について追記情報として記載する。
- ***
- ×

内部統制実施基準Ⅲ4.(3)②開示すべき重要な不備の是正状況の検討

経営者又は監査人が開示すべき重要な不備を発見した場合でも、前年度以前に発見された開示すべき重要な不備を含め、それが内部統制報告書における評価時点（期末日）までに是正されていれば、内部統制は有効であると認めることができる。

内部統制実施基準Ⅲ5. 監査人の報告(3)追記情報

監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明をすることが適当と判断した事項は、内部統制監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。

③期末日後に実施された是正措置等

問題10 重要性**

保証業務に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 保証業務は、保証業務リスクの程度により、合理的保証業務と限定的保証業務に分類される。
*** 業務実施者は、合理的保証業務を行う場合、保証業務リスクを限定的保証業務の場合よりも有意に高い水準を維持し、積極的形式による結論の報告を行う。

保証業務意見書二2(2)

これに対して、限定的保証業務では、合理的保証業務の場合よりは高い水準ではあるが、消極的形式による結論の報告を行う基礎としては受け入れることができる程度に保証業務リスクの水準を抑える。

- イ 業務実施者は、限定的保証業務を行う場合、保証業務の対象について、全ての重要な点において、一定の規準に照らして適正性や有効性等がないと考えられるような事項が発見されなかったかどうかを示す消極的形式によって結論を報告する。

保証業務意見書八2(2)

限定的保証業務の保証報告書においては、業務実施者は、保証業務の対象となる主題又は主題情報について、保証業務リスクを限定的保証業務に求められる水準に抑えるための手続を実施したことを記した上で、消極的形式によって結論を報告する。

- ウ 業務実施者は、保証業務において、手続の適用を通じて十分かつ適切な証拠の収集が求められるが、財務情報のレビューを行う場合、主に合意された手続によって、レビューにおいて求められる十分かつ適切な証拠を得ることになる。

保証業務意見書二2(3)③

限定的保証業務として、いわゆるレビュー業務がある。

保証業務意見書二4(1)①

保証業務の定義によれば、例えば、以下の業務は保証業務ではないと理解される。

- ① 業務実施者が、主題に責任を負う者又は特定の利用者との間で合意された手続に基づき発見した事項のみを報告する業務 (合意された手続)。

- エ 業務実施者は、主題に責任を負う者が想定利用者へ主題情報を提示していない場合、保証報告書において、直接に当該主題について積極的形式又は消極的形式によって結論を報告することが求められている。

保証業務意見書八2(3)

主題に責任を負う者による想定利用者への主題情報の提示がない場合は、業務実施者は、直接に主題について積極的形式又は消極的形式によって結論を報告する。

問題11 重要性***

守秘義務に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 公認会計士が守秘義務に違反した場合には、刑事罰の対象となることがある。

○ 公認会計士法27条（秘密を守る義務）52条

公認会計士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。公認会計士でなくなった後であっても、同様とする。

公認会計士法52条

第27条、第34条の10の16又は第49条の2の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

イ 守秘義務は、監査証明業務に従事する公認会計士が知り得た秘密に対して課せられる義務で

*** あり、公認会計士が非監査証明業務に従事することによって知り得た秘密は、守秘義務の対象

× とはならない。

倫理規則110.1A1

会員が遵守すべき倫理上の基本原則には、次の五つがある。

(4)守秘義務

業務上知り得た秘密を守ること。

用語集-業務上知り得た秘密 JP

会員が、会計事務所等又は所属する組織から知り得た秘密並びに専門業務を行うことにより知り得た依頼人及びその他の事業体の秘密

ウ 監査人予定者は、監査契約の締結前に会社から得た情報及び監査業務の引継に関して前任監

*** 査人から得た情報に対して、当該会社と監査契約を締結するか否かにかかわらず守秘義務を負

○ う。

監基報900号20項

監査人予定者は、監査契約を締結するか否かにかかわらず、監査契約の締結前に会社から得た情報及び監査業務の引継に関して前任監査人から得た情報に対しても守秘義務を負い、会社とその旨を文書で確認しなければならない。

エ 監査法人の特定社員は、公認会計士である社員と同様に守秘義務を負うが、特定社員でなく

*** なったときに守秘義務が解除される。

×

公認会計士法34条の10の16（秘密を守る義務）

特定社員は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。特定社員でなくなった後であっても、同様とする。

問題12 重要性***

職業的懐疑心に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 監査基準の職業的懐疑心における経営者が誠実であるとの想定は、監査における不正リスク
*** 対応基準の設定に伴って変更されることになった。

×

不正リスク基準設定前文二4(2)

～なお、本基準における職業的懐疑心の考え方は、これまでの監査基準で採られている、監査を行うに際し、経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定しないという中立的な観点を
変更するものではないことに留意が必要である。

イ 監査人は、入手した記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がなければ、通常、それらの
*** 記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができるが、その場合でも、監査証拠として
○ 利用する情報の信頼性を検討する必要がある。

監基報200号A20項

監査人は、記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。しかしながら、監査人は、監査証拠として利用する情報の信頼性を検討することが要求される。

ウ 監査人が、被監査会社に対して監査を実施してきた経験に基づいて、同社の経営者の誠実性
*** を疑う理由がないと判断する場合には、職業的懐疑心を保持する必要性が軽減されることがあ
× る。

監基報200号A21項

監査人が、過去の経験に基づいて、経営者、取締役等及び監査役等は信頼が置ける、又は誠実であると認識していたとしても、それによって職業的懐疑心を保持する必要性が軽減される
わけではなく、また、合理的な保証を得る際に心証を形成するに至らない監査証拠に依拠する
ことが許容されるわけでもない。

エ 監査人が職業的懐疑心を適切に保持又は発揮したかどうかについての判断は、具体的な状況
** において監査人がどのような監査手続を実施したかに基づいて行われる。
○

不正リスク基準設定前文二4(2)

～職業的懐疑心の保持や発揮が適切であったか否かは、具体的な状況において監査人の行った監査手続の内容で判断されるものと考えられることから、監査人は本基準に基づいて監査の各段階で必要とされる職業的懐疑心を保持又は発揮し、具体的な監査手続を実施することが求められる。

問題13 重要性***

監査計画に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査計画には、監査の基本的な方針と詳細な監査計画がある。監査の基本的な方針で策定される監査手続には、リスク評価手続が含まれる。

×

監基報300号8項(2)

監査人は、以下の事項を含む詳細な監査計画を作成しなければならない。

(1)監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」により計画するリスク評価手続の種類、時期及び範囲

イ 監査人が、監査の基本的な方針を策定する際に決定する重要性の基準値は、財務諸表全体に対して設定されるものであり、特定の財務諸表項目に対して設定されるものではない。

×

監基報320号8項(2)

(2)「特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に対する重要性の基準値」－企業の特定の状況において、特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に関する虚偽表示が重要性の基準値を下回る場合でも、財務諸表の利用者が財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる特定の取引種類、勘定残高又は注記事項がある場合に、当該特定の取引種類、勘定残高又は注記事項について適用する重要性の基準値をいう。

ウ 監査要点とは、監査における具体的な立証の目標をいう。監査人は、監査計画において、財務諸表項目に対して監査要点を設定する。

○

監査基準第三-3.

監査人は、自己の意見を形成するに足る基礎を得るために、経営者が提示する財務諸表項目に対して、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

エ 監査計画は、リスク・アプローチの採用によって一層重要となった。すなわち、リスク・アプローチの採用によって、リスクの評価と監査手続、監査証拠の評価、監査意見の形成といった監査の一連の活動の相関性が増し、これらの活動を適切に管理するために監査計画が重要となった。

○

H14監査基準改訂前文三8(1)

監査計画を策定することの重要性については、これまでも「監査基準」で指示されてきたところであるが、リスク・アプローチのもとでは、各リスクの評価と監査手続、監査証拠の評価ならびに意見の形成との間の相関性が一層強くなり、この間の一体性を維持し、監査業務の適切な管理をするために監査計画はより重要性を増している。

問題14 重要性***

不正による重要な虚偽表示リスクに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 売上高や当期純利益などの財務数値の目標達成に対して、経営者と営業担当者が強いプレッシャーを受けている状況は、不正リスク要因となりうる。

○

不正リスク対応基準 付録1不正リスク要因の例示1. 動機・プレッシャー

(4) 経営者(子会社の経営者を含む)、営業担当者、その他の従業員等が、売上や収益性等の財務目標(上長から示されたもの等含む)を達成するために、過大なプレッシャーを受けている。

イ 監査人は、財務諸表全体に関連する不正による重要な虚偽表示リスクを識別したとしても、財務諸表のどの項目に不正が生じているかは明確ではないため、監査計画に、企業が想定しない要素を組み込んではならない。

×

監基報240号28項

監査人は、財務諸表全体レベルの不正による重要な虚偽表示リスクが識別された場合には、評価したリスクに応じて全般的な対応を決定する際に、以下の事項を実施しなければならない。

(3) 実施する監査手続の種類、時期及び範囲の選択に当たって、企業が想定しない要素の組み込み

ウ 監査人は、経営者が関与する不正による重要な虚偽表示リスクを客観的に識別及び評価する観点から、被監査会社で想定される不正について、経営者に質問してはならない。

×

監基報240号16項

監査人は、以下の事項について経営者に質問しなければならない。

(1) 財務諸表に不正による重要な虚偽表示が行われるリスクに関する経営者の評価

(2) 経営者が不正リスクの識別と対応について構築した一連の管理プロセス(経営者が識別したか注意を払っている特定の不正リスク、又は不正リスクが存在する可能性のある取引種類、勘定残高又は注記事項を含む)

エ 経営者による内部統制の無効化は不正による重要な虚偽表示リスクであり、監査人は、当該リスクを特別な検討を必要とするリスクとしなければならない。

○

監基報240号30項

経営者は、有効に運用されている内部統制を無効化することによって、会計記録を改竄し不正な財務諸表を作成することができる特別な立場にある。～内部統制の無効化は予期せぬ手段により行われるため、不正による重要な虚偽表示リスクであり、それゆえ特別な検討を必要とするリスクである。

問題15 重要性***

リスク評価手続に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査リスクとは、財務諸表に生じた重要な虚偽表示を、監査人が監査手続を実施しても看過
*** してしまうリスクをいう。監査人は、このリスクを合理的に低い水準に抑えることが求められ
× ている。

監基報200号12項

(5)「監査リスク」－監査人が、財務諸表の重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。

(15)「発見リスク」－虚偽表示が存在し、その虚偽表示が個別に又は他の虚偽表示と集計して重要になり得る場合に、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために監査人が監査手続を実施してもなお発見できないリスクをいう。

イ 監査人は、虚偽表示の発生可能性と影響の度合いを考慮して、固有リスクが最も高い領域に
*** 存在すると評価した場合、そのリスクを特別な検討を必要とするリスクとしなければならない。
○ なお、ここでいう虚偽表示の影響には、金額的な影響だけでなく質的な影響も含まれる。

監基報315号11項

(10)「特別な検討を必要とするリスク」－識別された以下のような重要な虚偽表示リスクをいう。

①固有リスク要因が、虚偽表示の発生可能性と虚偽表示が生じた場合の影響の度合い（金額的及び質的な影響の度合い）の組合せに影響を及ぼす程度により、固有リスクの重要度が最も高い領域に存在すると評価された重要な虚偽表示リスク

ウ 特定のアサーションが、関連するアサーション(重要な虚偽表示リスクが識別されたアサーシ
*** ョン)かどうかを判断するに当たっては、監査人は、当該アサーションについて固有リスクと統
× 制リスクの両者を評価しなければならない。

監基報315号11項

(5)「関連するアサーション」－取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションのうち、重要な虚偽表示リスクが識別されたアサーションをいう。アサーションが「関連するアサーション」であるかどうかの判断は、関連する内部統制を考慮する前に行われる（すなわち、固有リスク）。

エ 監査人は、当年度の重要な虚偽表示リスクを評価するため、過年度に自ら監査手続を実施し
*** て入手した情報を利用することがあるが、そうした情報についても、監査証拠としての適合性
○ 及び信頼性を評価しなければならない。

監基報315号15項

監査人は、企業での過去の経験と過年度の監査で実施した監査手続から得られた情報を利用しようとする場合には、その情報が当年度の監査における監査証拠として適合性と信頼性を依然として有しているかについて評価しなければならない。

問題16 重要性***

リスク対応手続に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人は、評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、実施する監査***手続の種類、時期及び範囲を立案し実施しなければならないが、評価したリスクへの対応という点では、監査手続の種類が最も重要である。

監基報330号5項

監査人は、評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲を立案し実施しなければならない。

監基報330号A5項

監査手続の種類は、その目的（すなわち、運用評価手続又は実証手続）と手法（すなわち、閲覧、観察、質問、確認、再計算、再実施又は分析的手続）に関係している。評価したリスクへの対応という点では、監査手続の種類が最も重要である。

- イ 監査人は、評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクであると判断した場合、そのリスクに対しては、個別に対応する実証手続を実施しなければならないが、内部統制に依拠しないのであれば、実証手続に詳細テストを含めなければならない。

監基報330号20項

監査人は、評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクであると判断した場合、そのリスクに個別に対応する実証手続を実施しなければならない。監査人は、特別な検討を必要とするリスクに対して実証手続のみを実施する場合、詳細テストを含めなければならない。

- ウ 監査人は、期中に、当初のリスク評価において予期しなかった虚偽表示を発見した場合には、不正による重要な虚偽表示リスクを識別するとともに、当該リスクに応じたリスク対応手続の実施が求められる。

監基報330号22項

監査人は、期中に、重要な虚偽表示リスクを評価するときに予期しなかった虚偽表示を発見した場合には、関連するリスク評価並びに残余期間に対して計画された実証手続の種類、時期及び範囲を変更する必要があるかどうかを評価しなければならない。

- エ 監査人は、重要性のある取引種類、勘定残高又は注記事項であっても、重要な虚偽表示リスクを識別しなければ、実証手続を立案し実施することは求められていない。

監基報330号17項

監査人は、関連するアサーションを識別していない（重要な虚偽表示リスクを識別していない）が重要性のある取引種類、勘定残高又は注記事項に対する実証手続を立案し実施しなければならない。

問題17 重要性***

監査の過程で識別した虚偽表示の評価に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人は、重要性があると判断される虚偽表示と比べて金額的にごく少額な水準として定め
*** た「明らかに僅少」な虚偽表示を他の虚偽表示と集計する必要はないが、「明らかに僅少」で
○ あるかどうかについて何らかの疑義がある場合は「明らかに僅少」ではないと判断し、これを
他の虚偽表示と集計しなければならない。

監基報450号A2項

監査人は、集計しても明らかに財務諸表に重要な影響を与えないと想定する虚偽表示の金額を「明らかに僅少」な額として定める場合がある。「明らかに僅少」とは、「重要性がない」ということではなく、監査基準委員会報告書320に従って決定される重要性の基準値よりごく少額な水準をいう。また、「明らかに僅少」とは、個別にも集計しても、金額、内容又は状況のいずれにおいても、明らかに些細なことをいう。ある虚偽表示について、「明らかに僅少」であるかどうかについて何らかの疑義がある場合は、「明らかに僅少」ではないと判断する。

- イ 監査の過程で集計した虚偽表示の合計が重要性の基準値に近似していても、その範囲内であ
*** れば、監査人は、当初策定した監査計画の修正を検討する必要はない。

×

監基報450号5項

監査人は、以下の場合、監査の基本的な方針及び詳細な監査計画を修正する必要があるかどうか判断しなければならない。

(2) 監査の過程で集計した虚偽表示の合計が、決定した重要性の基準値に近づいている場合

- ウ 監査人は、過年度に重要性がないと判断された未修正の虚偽表示については、当年度の未修
** 正の虚偽表示が重要であるかの判断において考慮する必要はない。

×

監基報450号10項

監査人は、個別に又は集計して、未修正の虚偽表示が重要であるかどうかを判断しなければ
ならない。監査人は、この評価を行うに当たって、以下を考慮しなければならない。

(2) 過年度の未修正の虚偽表示が全体としての財務諸表及び関連する取引種類、勘定残高又は開示等に与える影響

- エ 未修正の虚偽表示のうち重要な虚偽表示がある場合には、監査人は、監査役等が経営者に重
** 要な虚偽表示の修正を求めることができるように、監査報告書日より前に監査役等とのコミ
○ ユニケーションを行うことが必要である。

監基報450号11項

監査人は、未修正の虚偽表示の内容とそれが個別に又は集計して監査意見に与える影響について、監査役若しくは監査役会又は監査委員会（「監査役等」）に報告しなければならない。未修正の虚偽表示のうち重要な虚偽表示がある場合には、監査人は、監査役等が経営者に重要な虚偽表示の修正を求めることができるように、未修正の重要な虚偽表示であることを明示して報告しなければならない。

問題18 重要性***

グループ監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

- ア グループ財務諸表に関する監査の基準は、連結財務諸表の監査のみならず、個別財務諸表が
*** 複数の構成単位から作成される場合や、単一の構成単位から作成される財務諸表の監査におい
○ て他の監査人を関与させる場合にも必要に応じて適用されることがある。

監基報600号2項

グループ監査とは、複数の構成単位からなるグループが作成する財務諸表に対する監査のと
であり、連結財務諸表の監査がこれに該当するほか、個別財務諸表が複数の構成単位から作成
される場合（例えば、本店、支店でそれぞれ財務情報を作成している場合）も該当する。

- イ グループ監査チームは、構成単位の財務情報に関する作業の実施を構成単位の監査人に依頼
*** する場合、構成単位の監査人が同じネットワークに属する他の事務所に所属していても、独立
○ 性に問題がないかを理解しなければならない。

監基報600号18項

グループ監査チームは、構成単位の財務情報に関する作業の実施を構成単位の監査人に依頼
する場合、以下の事項を理解しなければならない。

(2)構成単位の監査人が、グループ財務諸表の監査に関連する職業倫理に関する規定を理解し遵
守しているか。特に独立性に問題がないか。

- ウ グループ監査チームは、構成単位の財務情報について、構成単位の監査人が実施すべき作業
** の種類を決定し、構成単位の監査人に指示することまでが求められており、当該構成単位の監
× 査人の作業を評価する必要はない。

監基報600号41項

グループ監査チームは、構成単位の監査人からの報告事項を評価しなければならない。グル
ープ監査チームは、以下を実施しなければならない。

(2)構成単位の監査人の監査調書のその他の関連する箇所を査閲する必要があるかどうかを決定
すること。

監基報600号42項

グループ監査チームは、構成単位の監査人の作業が不十分であると判断した場合には、グル
ープ監査チームがどのような追加手続を実施すべきか、又はその追加手続を構成単位の監査人
若しくはグループ監査チームのいずれが実施するかを決定しなければならない。

- エ グループ監査チームは、構成単位の財務情報の監査又はレビューを実施する場合に用いる構
*** 成単位の重要性の基準値を決定しなければならないが、この構成単位の重要性の基準値は、グ
× ループ財務諸表全体としての重要性の基準値より高く設定しなければならない。

監基報600号20項

グループ監査チームは、以下を決定しなければならない。

(3)構成単位の重要性の基準値。構成単位の監査人がグループ財務諸表の監査のために構成単位
の財務情報の監査又はレビューを実施する場合に用いられる。(グループ財務諸表上の未修正
の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が、グループ財務諸表全体としての重要性の基準値を上
回る可能性を許容可能な低い水準に抑えるために、グループ監査チームが決定する構成単位の
重要性の基準値は、グループ財務諸表全体としての重要性の基準値より低くなければなら
ない。)

問題19 重要性**

監査報告書に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 特別目的の財務諸表に対する監査報告書においては、監査上の主要な検討事項を記載しては
* ならない。

×

監基報800号A16項

特別目的の財務諸表についても同様に、特別目的の財務諸表に対する監査報告書において監査上の主要な検討事項を報告することが法令により要求されている場合、又は任意で契約条件により合意した場合に、監査基準委員会報告書701が適用される。

イ 監査人は、監査上の主要な検討事項の報告が求められる場合において、それに該当する事項
** がないときでも、監査報告書において、「監査上の主要な検討事項」の見出しを付した区分を
○ 設けて、その旨を記載しなければならない。

監基報701号15項

監査人は、企業及び監査に関する事実及び状況を踏まえて、報告すべき監査上の主要な検討事項がない場合、第14項に該当する事項以外に監査上の主要な検討事項がない場合、又は個別財務諸表の監査報告書において監査上の主要な検討事項の内容等の記載を省略している場合、監査報告書に「監査上の主要な検討事項」の見出しを付した区分を設けて、その旨を記載しなければならない。

ウ 監査人は、経営者が作成する財務諸表が継続企業を前提とすることが適切ではないと判断し
*** た場合、継続企業を前提とした財務諸表に不適正である旨の意見を表明するとともに、その理由を記載しなければならない。
○

監基報570号20項

監査人は、継続企業を前提として財務諸表が作成されている場合に、継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成することが適切でないと判断したときには、否定的意見を表明しなければならない。この場合、監査報告書の「否定的意見の根拠」（適正表示の枠組みの場合は「不適正意見の根拠」）区分において、継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成することが適切でないと判断した理由を記載しなければならない。

エ 財務諸表において継続企業の前提に関する開示がない限り、監査報告書上の経営者及び監査
*** 役等の責任の区分には、経営者には継続企業の前提に関する評価及び開示を行う責任がある旨
× の記載は必要とされない。

監基報700号31項

監査報告書の本区分（「財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任」）では、経営者の責任として、以下の事項を記載しなければならない。

(2) 経営者は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、財務報告の枠組みに基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合は当該事項を開示する責任を有する旨

問題20 重要性***

監査報告に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から、特に注意を払った事項を決定し、
*** その決定事項を監査報告書に監査上の主要な検討事項として記載することが求められる。

×

監基報701号8項

監査人は、監査役等とコミュニケーションを行った事項の中から、監査を実施する上で監査人が特に注意を払った事項を決定しなければならない。

監基報701号9項

監査人は、第8項に従い決定した事項の中から更に、当年度の財務諸表の監査において、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項として決定しなければならない。

イ 監査人が、監査報告書において、我が国における一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づいて財務諸表に対して意見表明する責任に加えて、その他の報告責任についても記載する場合、財務諸表監査とは別の区分を設けなければならない。

○

監基報700号39項

監査人が、財務諸表に対する監査報告書において、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づいて財務諸表に対して意見を表明する責任に加えて、その他の報告責任についても記載する場合、その他の報告責任については、「法令等に基づくその他の報告」又はその区分の記載内容に応じた適切な他の見出しを付して、監査報告書上、財務諸表監査とは別の区分を設けなければならない。

ウ 監査人は、将来の帰結が予測し得ない状況について、財務諸表に与える影響が複合的かつ多岐にわたる場合、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明をしないことがある。

○

監査基準第四.五監査範囲の制約

4 監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。

エ 監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表に対する監査報告書において、想定される主な利用者等を記載するとともに、他の目的で利用できる場合がある旨の記載が求められている。

×

監査基準第四.十特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報

監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表に対する監査報告書には、会計の基準、財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載するとともに、当該財務諸表は特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない。